

平成28年8月1日

国土交通省

住宅局長 由木文彦 殿

住宅局官房審議官 伊藤明子 殿

住宅局建築指導課長 石崎和志 殿

建築物の設計、工事監理等にかかる

業務報酬基準の見直し検討について（要望）

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 三井所清典

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会長 大内達史

公益社団法人 日本建築家協会
会長 六鹿正治

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 中村満義

建築物の設計、工事監理等にかかる 業務報酬基準の見直し検討について（要望）

建築士事務所における業務の適正化及び建築の質の向上を担保し、建築主にとって委託する建築物の設計、工事監理等の報酬の目安となる業務報酬基準については、現行の標準業務内容、標準業務量につき、社会情勢の変化に伴う実際の業務実態の動向等にあわせて適切に見直される必要があります。

現行の告示15号は、平成21年の制定から7年余り経過し、発注方式の多様化、新たな制度の創設や建築物の安全性等に関わる問題の発生等を受け、制定当時と比較して設計、工事監理等の業務内容や業務量は大きく変化しております。

特に、

- ・建築発注方式の多様化等に伴う設計業務のフロントローディング傾向などによる業務プロセス、業務内容の変化
- ・建築物省エネ法施行（省エネルギー基準適合義務化・届出等）等に伴う設計業務に付随する業務の発生、増加
- ・昨今の建物の規模の増大や用途区分の変化、複合化
- ・建築物の品質や安全性等への社会的な関心の高まりに応じた高度な工事監理等の要請

などの点からの設計、工事監理等に関する業務の質及び量が大きく変化しております。

このため、現行告示15号の業務報酬基準の改定に向けた議論を開始していくだけようお願いいたします。